

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例をここに公布する。

平成二十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例
例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に関する基本的な計画等（指針、計画その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「基本計画等」とは、次に掲げる計画等のうち、議長が定めるもの以外のものをいう。

- 一 県行政全般にわたる基本的な政策又は施策の方向を総合的かつ体系的に定める計画等であつて、当該計画等の期間が五年以上であるもの
- 二 県行政の各分野における基本的な政策又は施策の方向を定める計画等（法令により知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。）であつて、当該計画等の期間が五年以上であるもの

(議会の議決)

第三条 知事等は、基本計画等を策定し、又は変更しようとするとき（軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項（基本計画等を変更する場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。）について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画等のうち、基本構想に関すること。
- 二 基本計画等の期間に関すること。
- 三 基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること。

- 2 知事等は、基本計画等を廃止しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。

(議会への報告)

- 2 知事等は、基本計画等を廃止しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。

- 2 知事等は、前項の報告を求められたときは、遅滞なく、当該計画等の実施状況を議会に報告しなければならない。

(知事等への意見)

- 2 知事等は、前項の報告を求められたときは、遅滞なく、当該計画等の実施状況を議会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている計画等のうち、やまと二十一世紀ビジョンは第二条第一号に掲げる基本計画等と、次に掲げる計画等は同条第二号に掲げる基本計画等とみなして、第三条第一項(変更に係る部分に限る。)及び第二項、第四条並びに第五条の規定を適用する。

- 一 奈良県地震防災対策アクションプログラム
- 二 奈良県長期水需給計画
- 三 二十一世紀の観光戦略
- 四 奈良県文化芸術振興プラン
- 五 やまとユニバーサルデザイン推進指針
- 六 ボランティア・NPOとの協働ビジョン
- 七 奈良県地域省エネルギービジョン
- 八 なら産業活性化ビジョン
- 九 奈良県農林振興ビジョン二十一

十 奈良の「食」行動計画

十一 なら・半日交通圏道路網構想

十二 県立高校再編計画